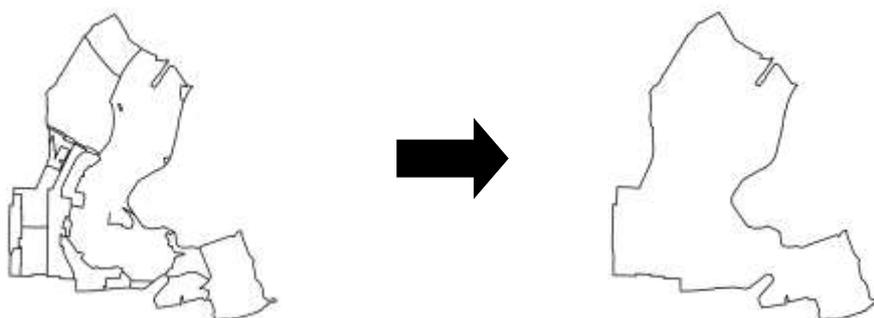


議案第 6 号から議案第 8 号まで関係

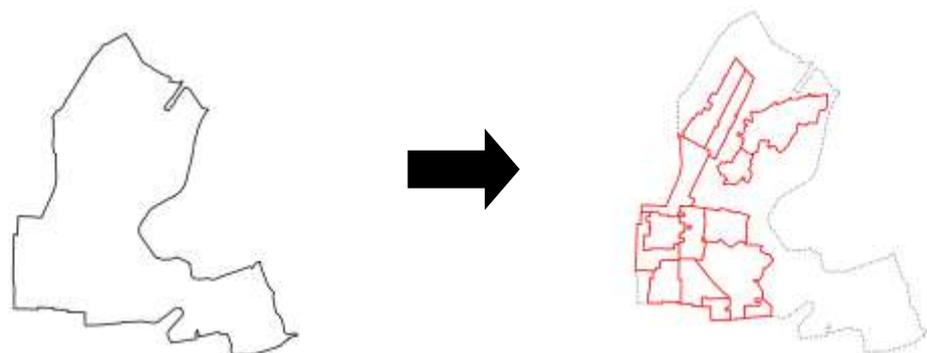
件 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第 6 号：字の名称を廃止することについて</li> <li>・議案第 7 号：字の区域及び名称を新たに画することについて</li> <li>・議案第 8 号：字の区域を変更することについて</li> </ul>
担 当 課	産業建設部 農林課
根拠法令等	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条
効力発生日	地方自治法第 260 条第 2 項の規定による告示の指定する日 (令和 4 年 4 月 29 日予定)

【概要】

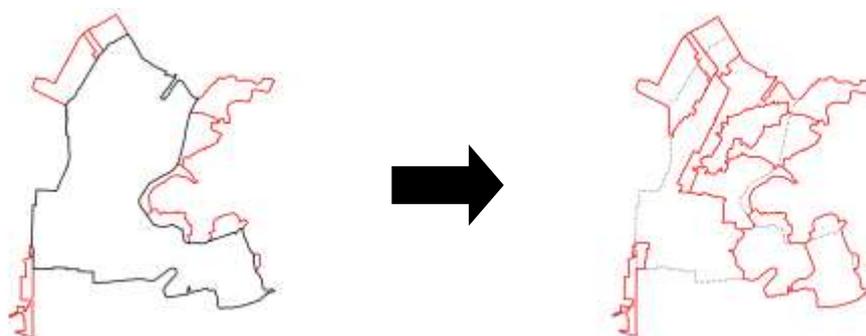
① 議案第 6 号 … 令和 3 年度国土調査完了地区の小字を廃止する。



② 議案第 7 号 … ①で小字を廃止した区域の一部に字の区域及び名称を新たに画する。



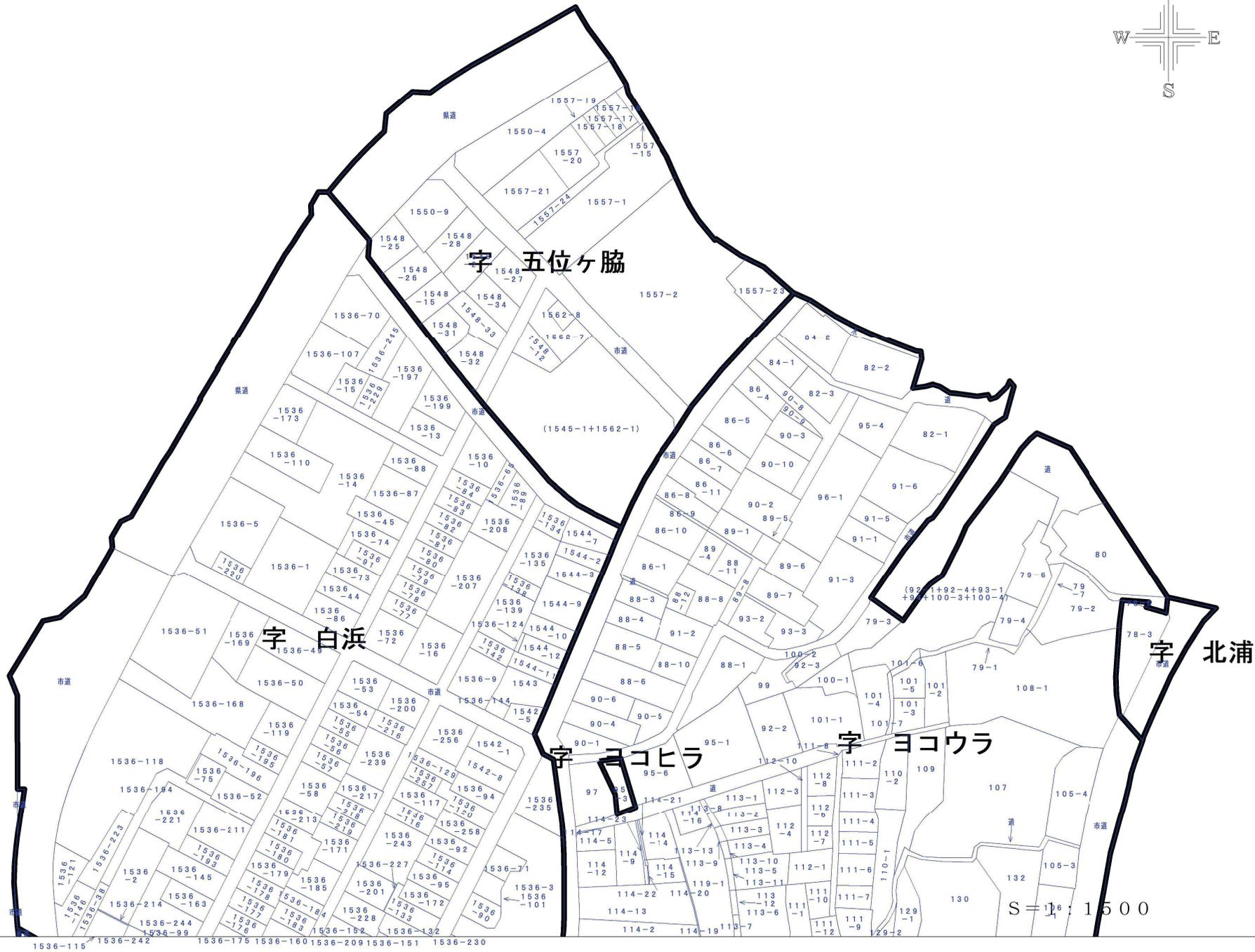
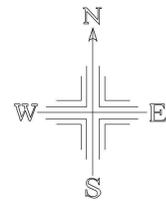
③ 議案第 8 号 … ①で小字を廃止した区域において、②に該当していない区域を地番整理事業実施済みの区域に編入する。



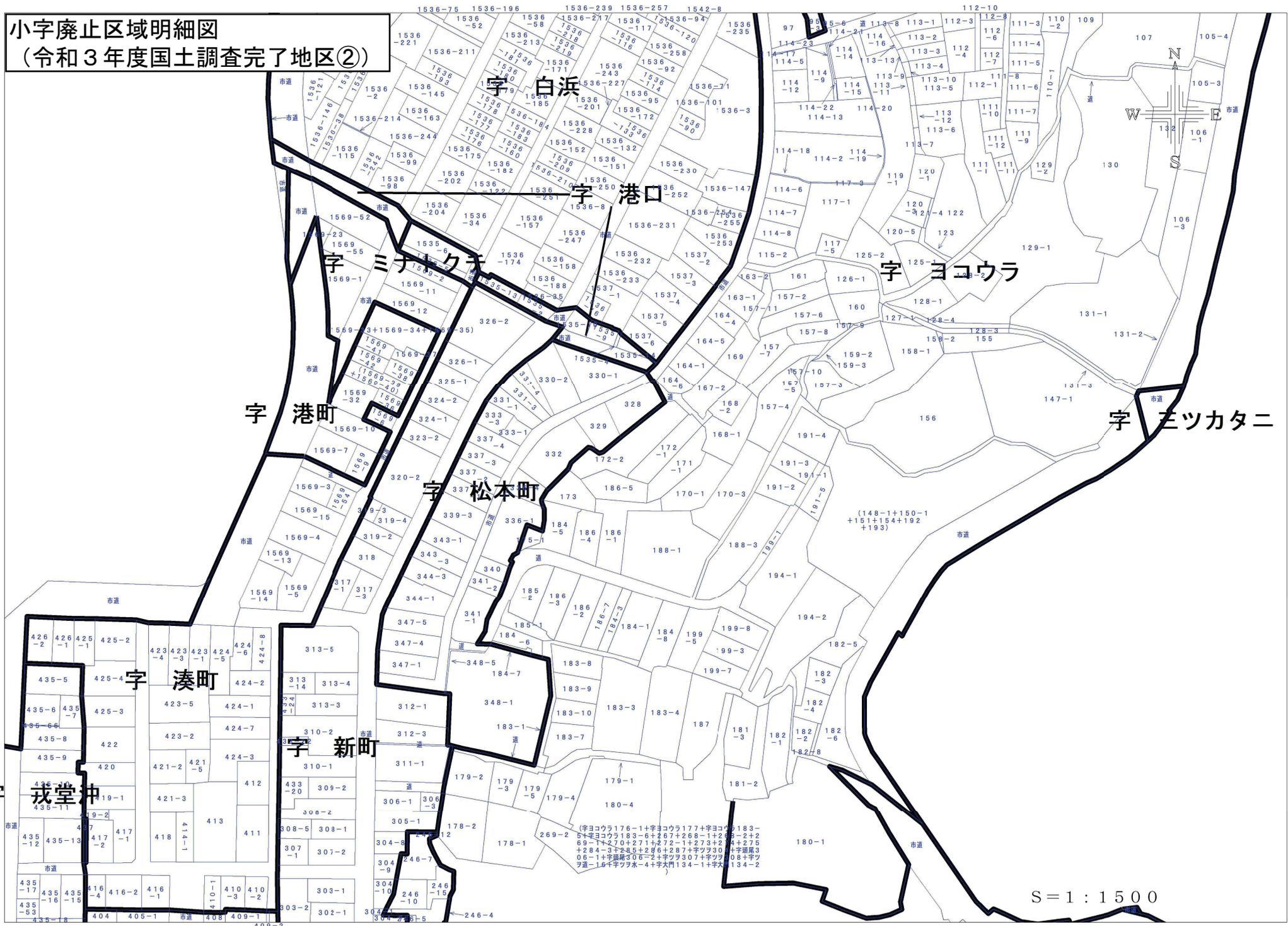
【その他特記事項】全体図及び明細図については、次項以降を参照



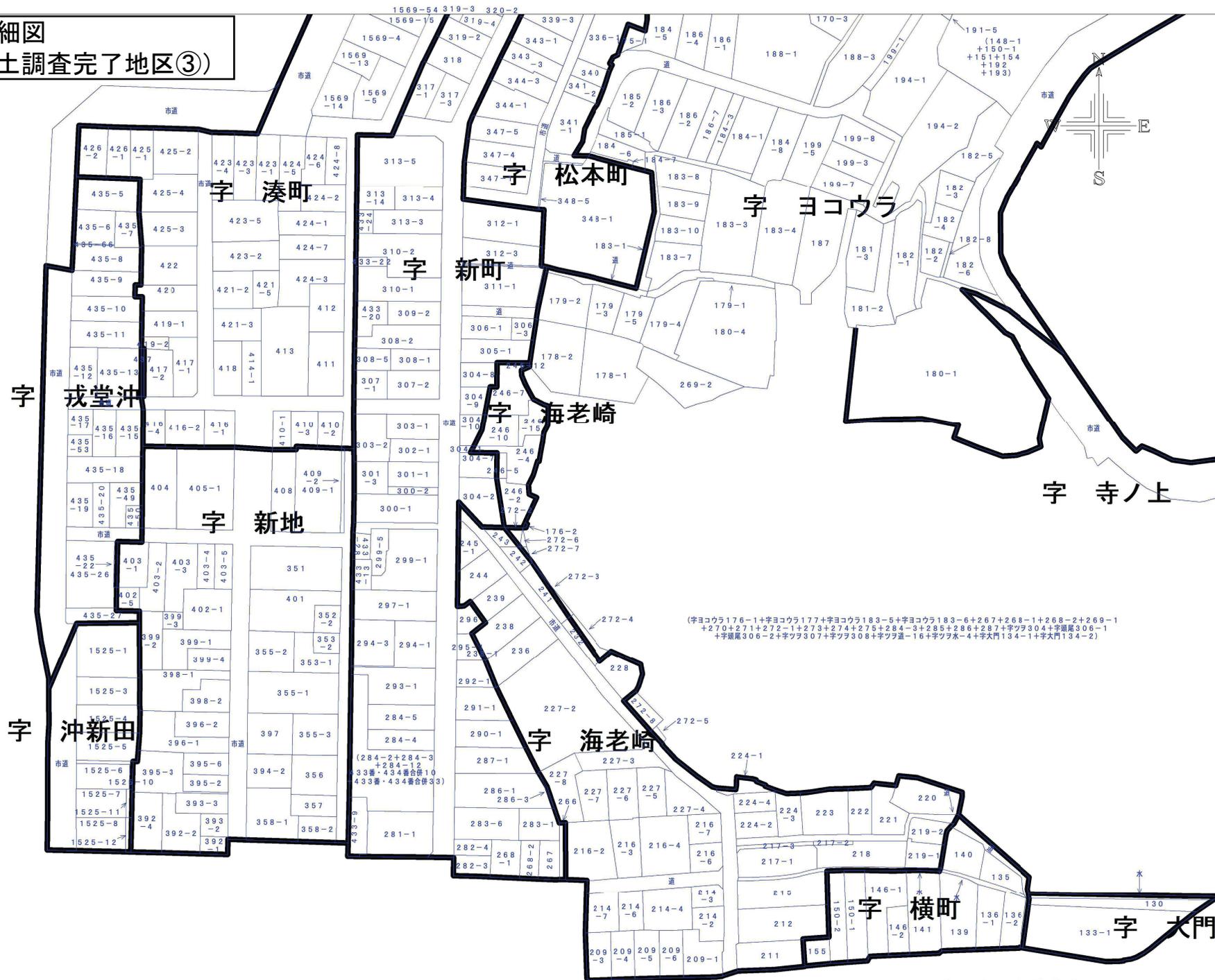
小字廃止区域明細図  
 (令和3年度国土調査完了地区①)



小字廃止区域明細図  
(令和3年度国土調査完了地区②)



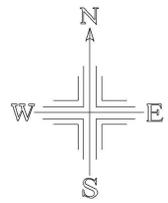
小字廃止区域明細図  
(令和3年度国土調査完了地区③)



(字ヨコウラ176-1+字ヨコウラ177+字ヨコウラ183-5+字ヨコウラ183-6+267+268-1+268-2+269-1  
+270+271+272-1+273+274+275+284-3+285+286+287+字ツツ304+字願尾306-1  
+字願尾306-2+字ツツ307+字ツツ308+字ツツ道-16+字ツツ水-4+字大門134-1+字大門134-2)

S = 1 : 1500

小字廃止区域明細図  
 (令和3年度国土調査完了地区④)



字 ヨコウラ  
 180-1

字 寺ノ上

(字ヨコウラ176-1+字ヨコウラ177+字ヨコウラ183-5+字ヨコウラ183-6+267  
 +268-1+268-2+269-1+270+271+272-1+273+274+275  
 +284-3+285+286+287+字ツラ304+字頭尾306-1+字頭尾306-2  
 +字ツツ307+字ツツ308+字ツツ道-16+字ツツ水-4+字大門134-1+字大門134-2)

字 ツラ  
 309-3

字 海老崎

字 頭尾

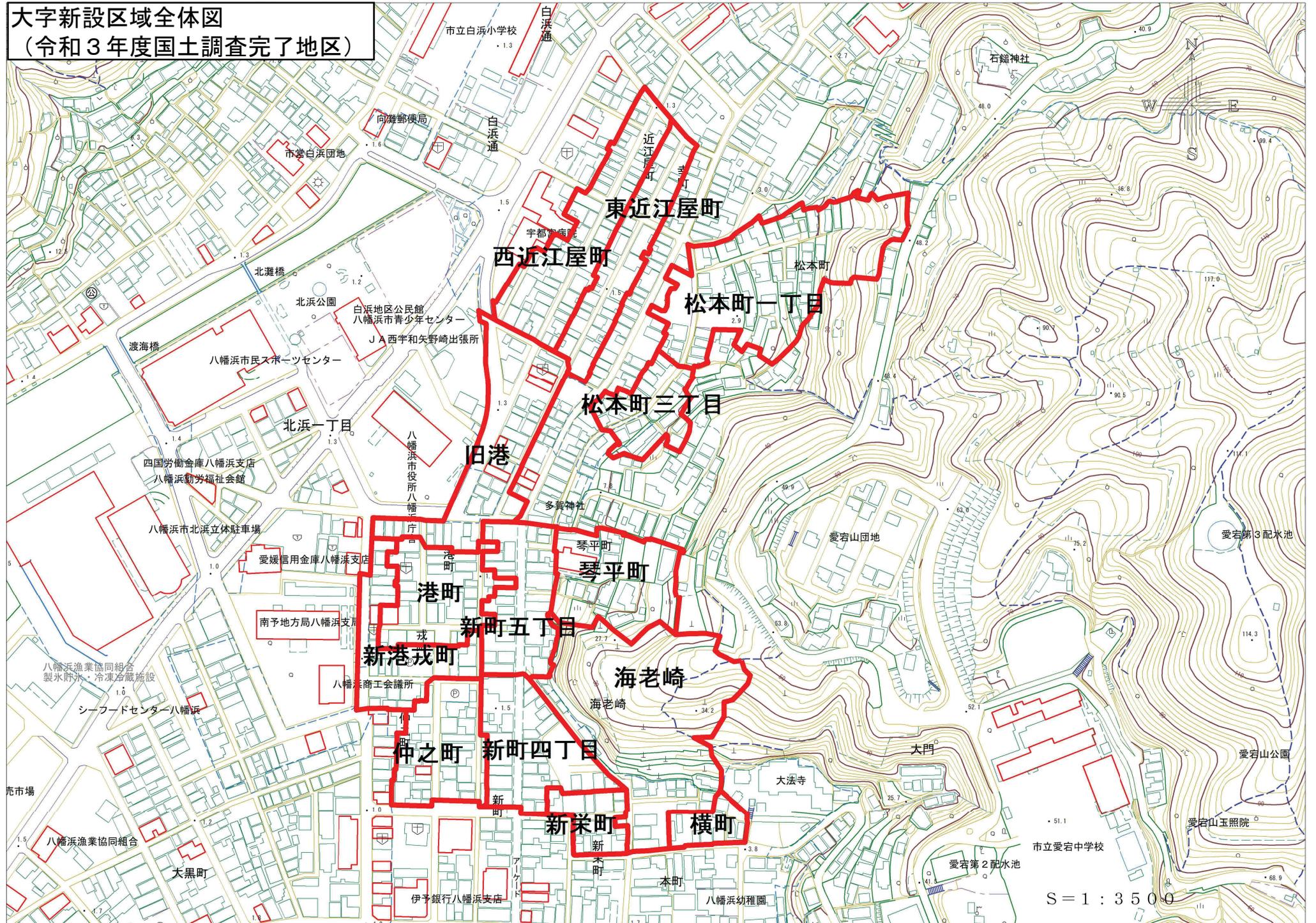
字 西海寺

字 横町

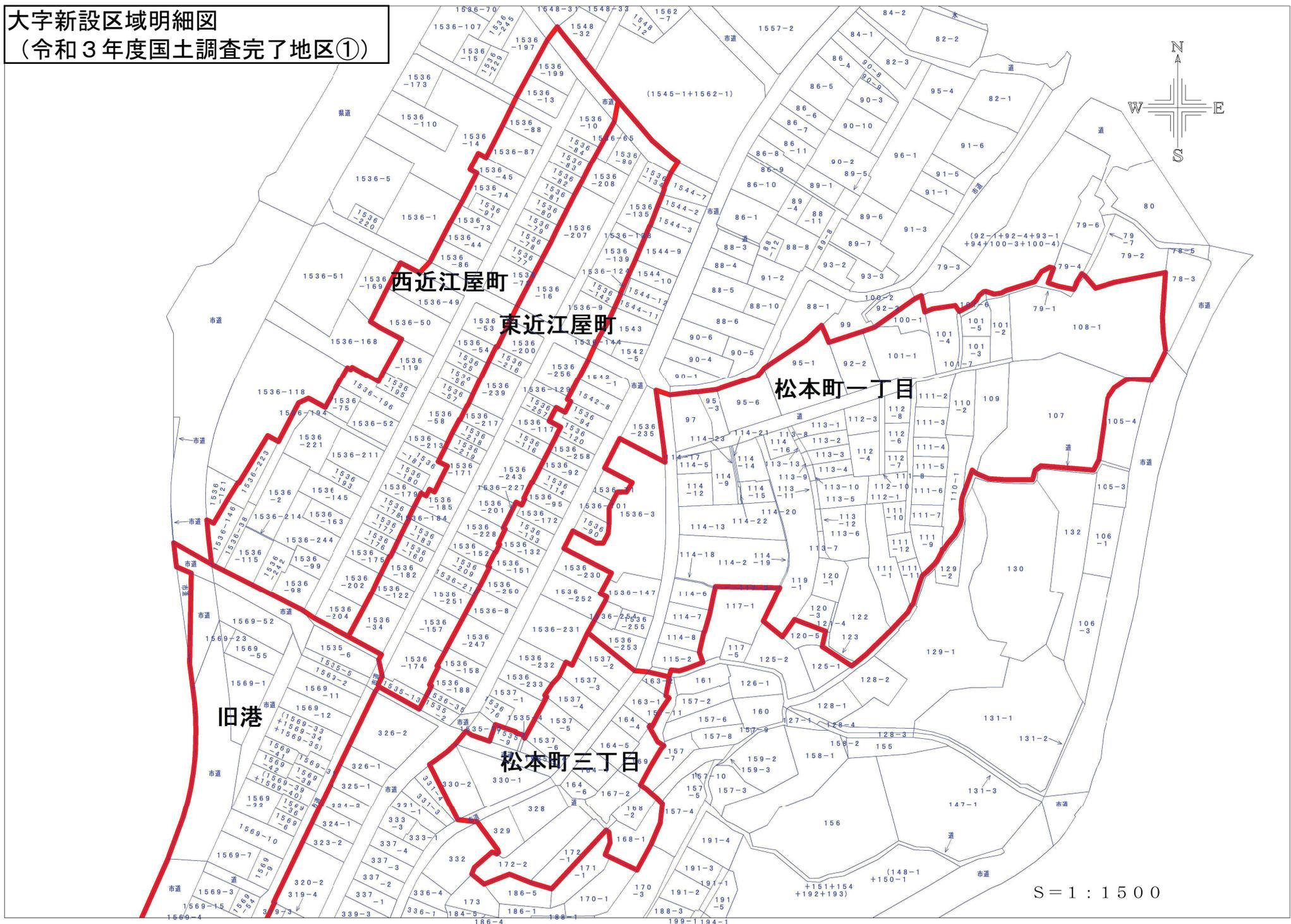
字 大門

字 タイ

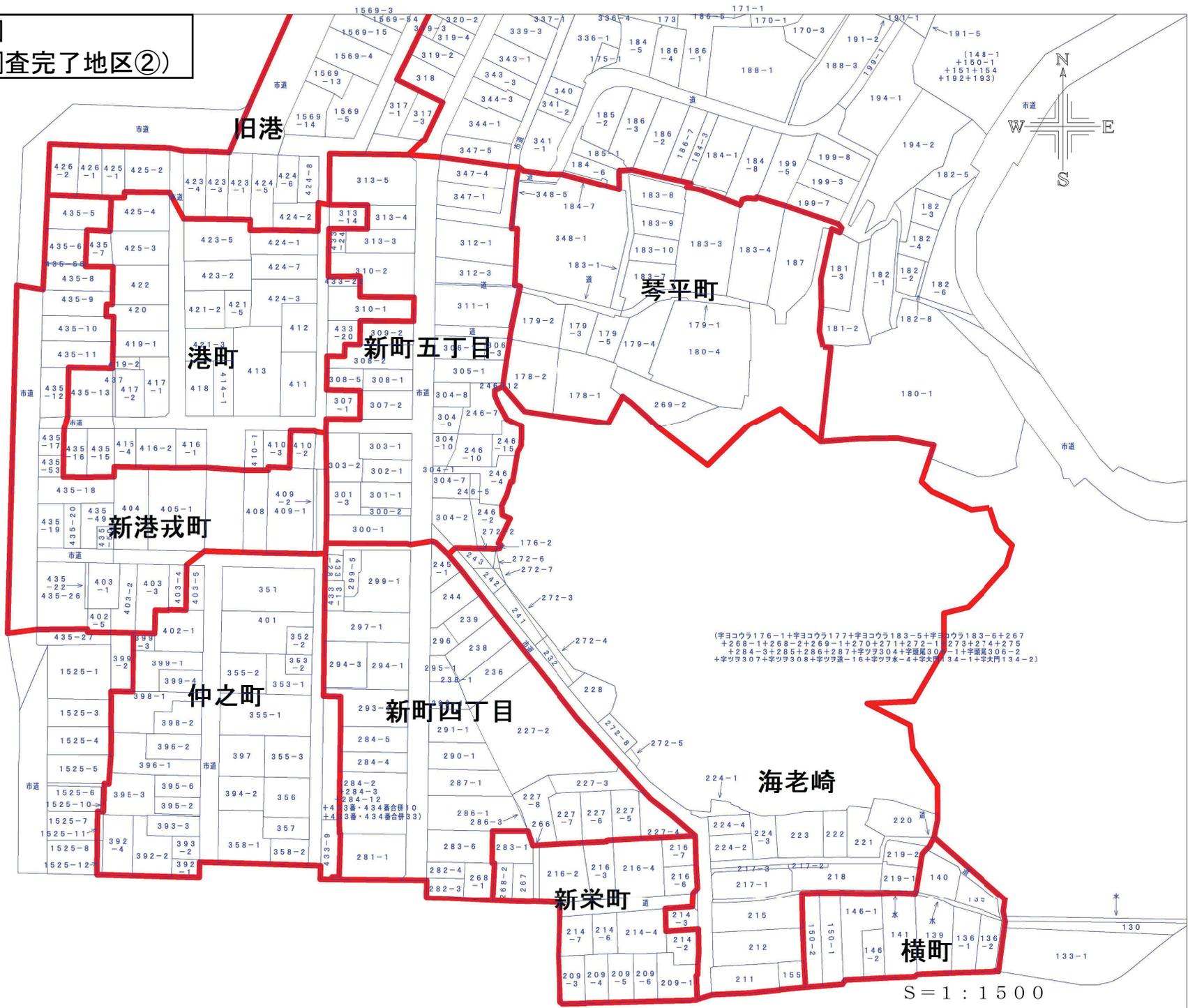
大字新設区域全体図  
(令和3年度国土調査完了地区)



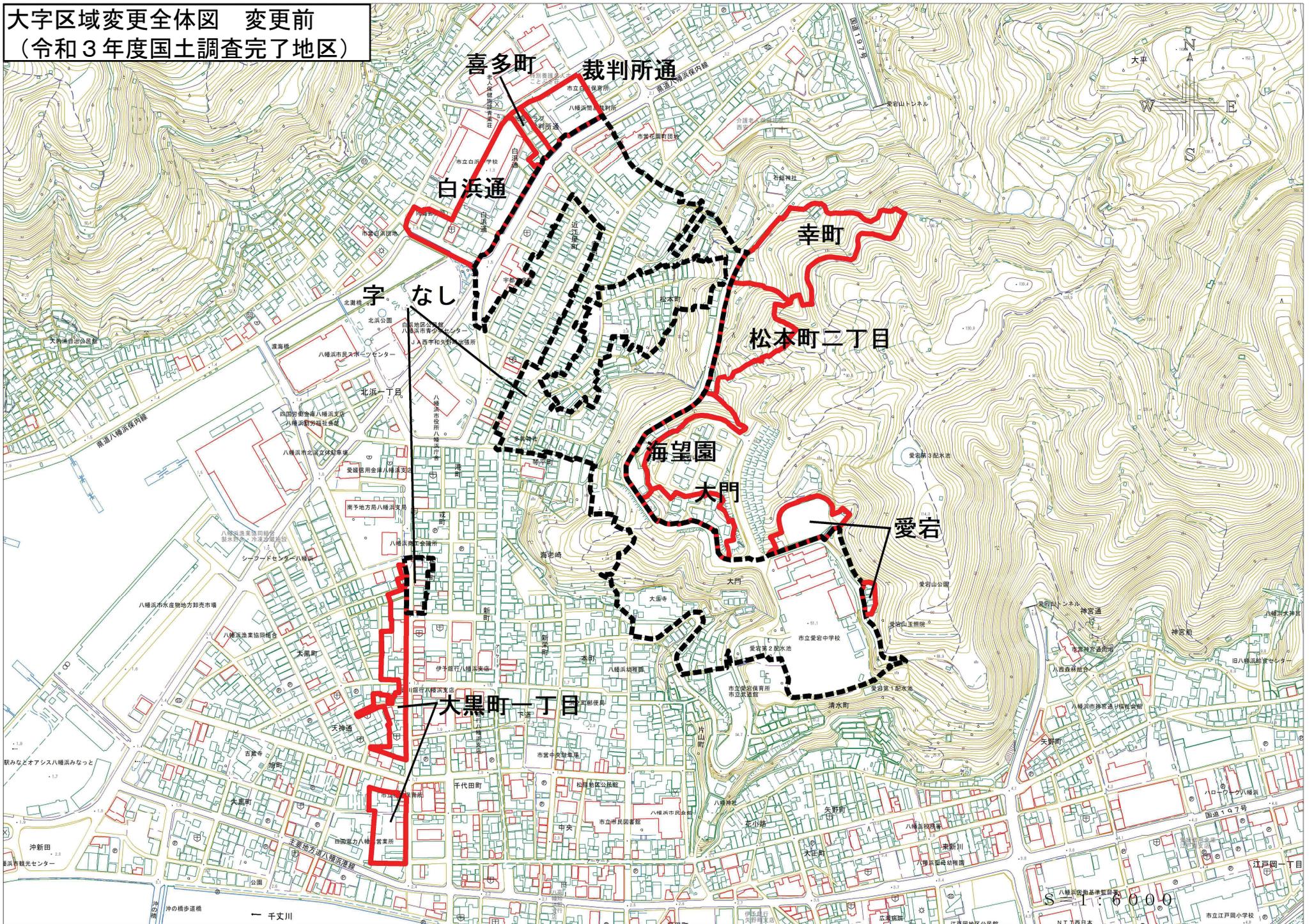
大字新設区域明細図  
(令和3年度国土調査完了地区①)



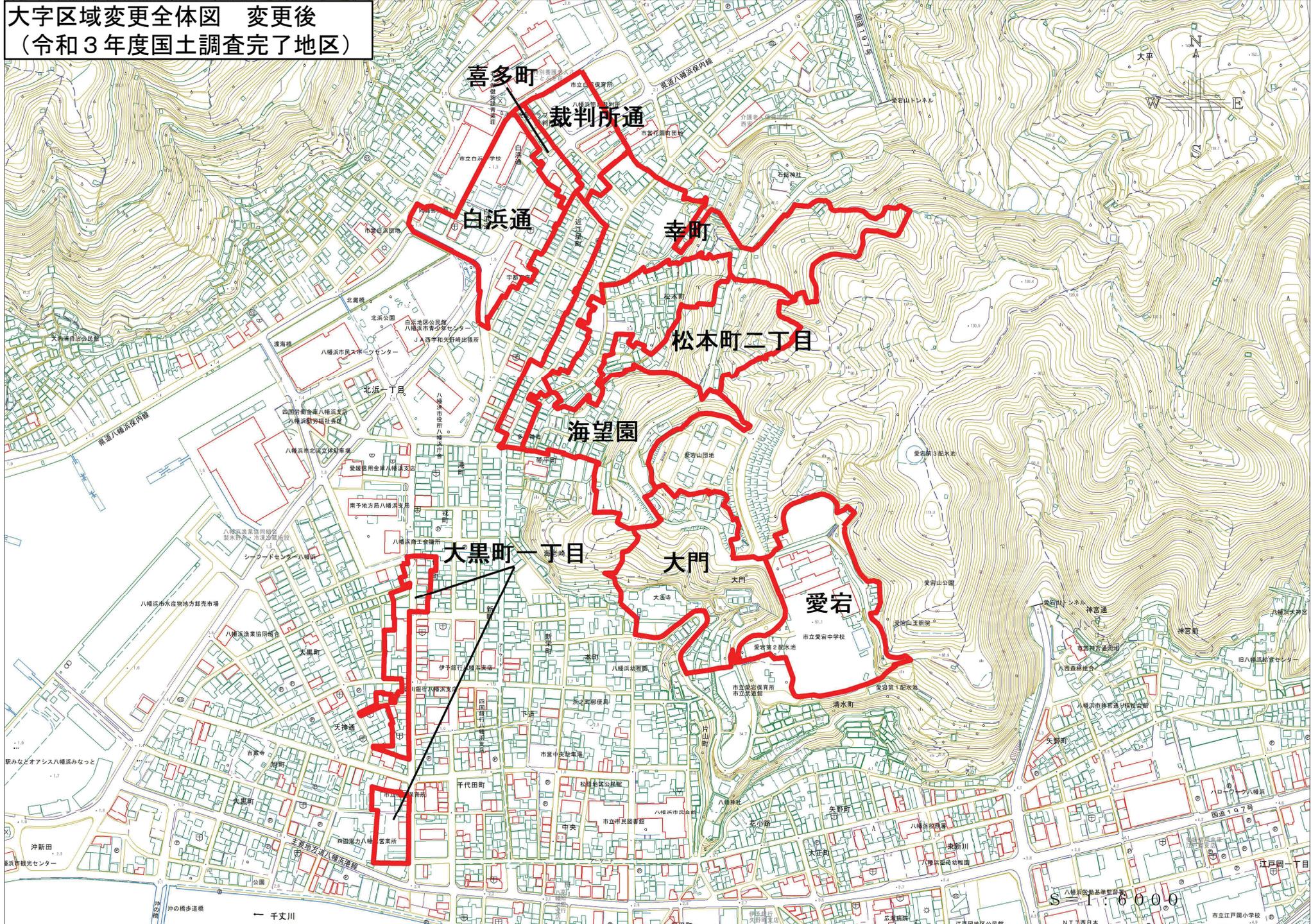
大字新設区域明細図  
(令和3年度国土調査完了地区②)



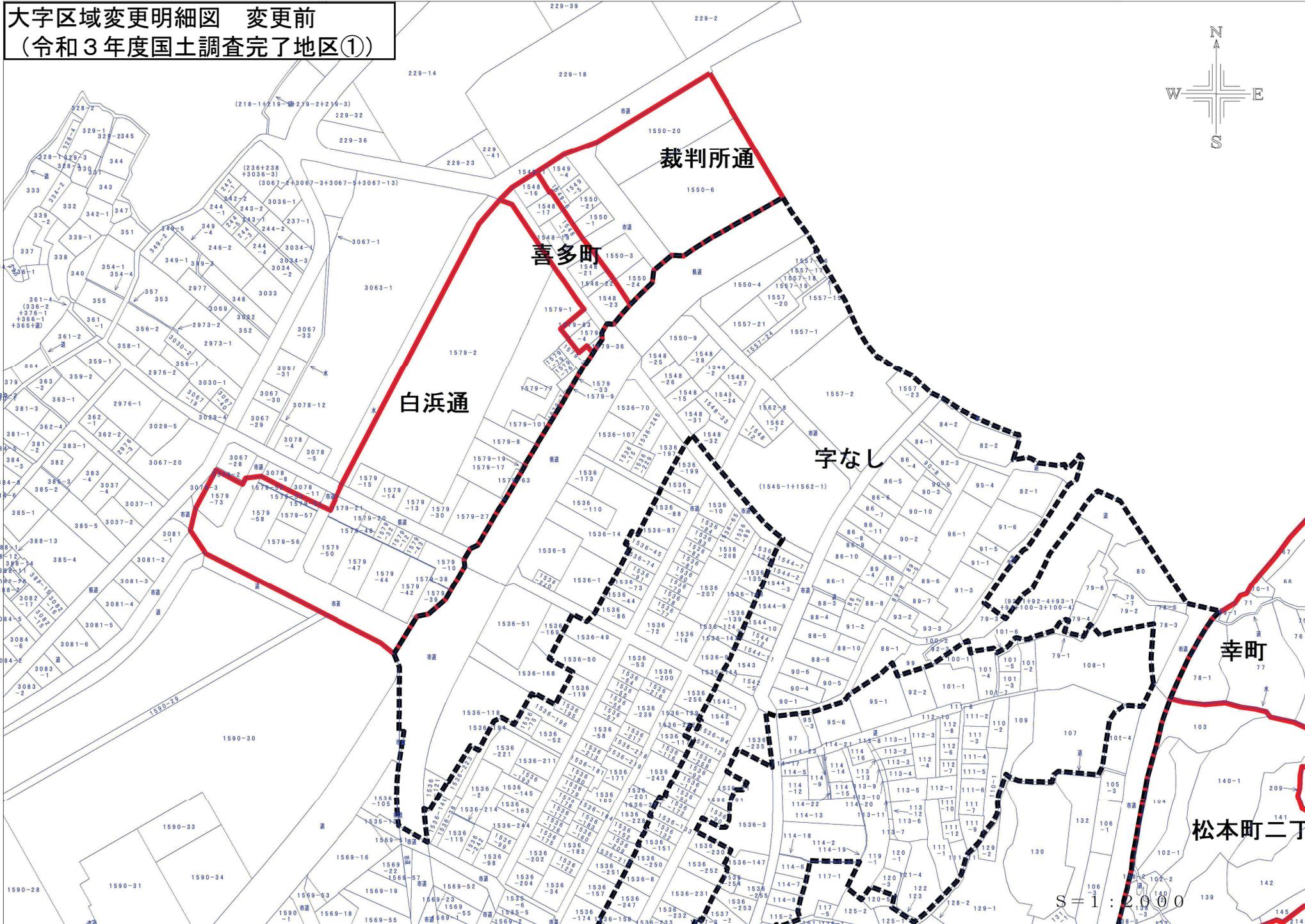
大字区域変更全体図 変更前  
(令和3年度国土調査完了地区)



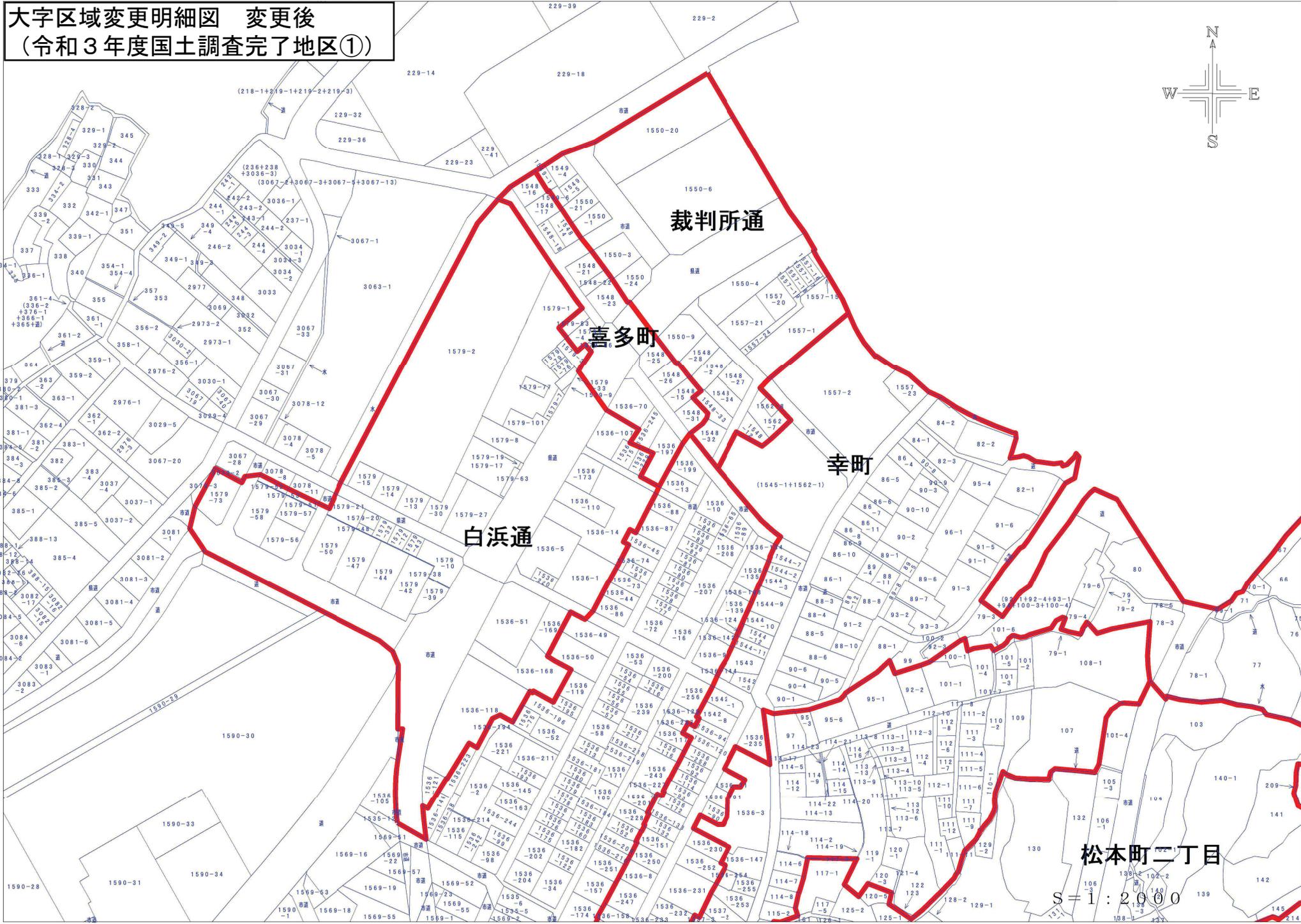
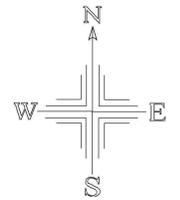
大字区域変更全体図 変更後  
(令和3年度国土調査完了地区)



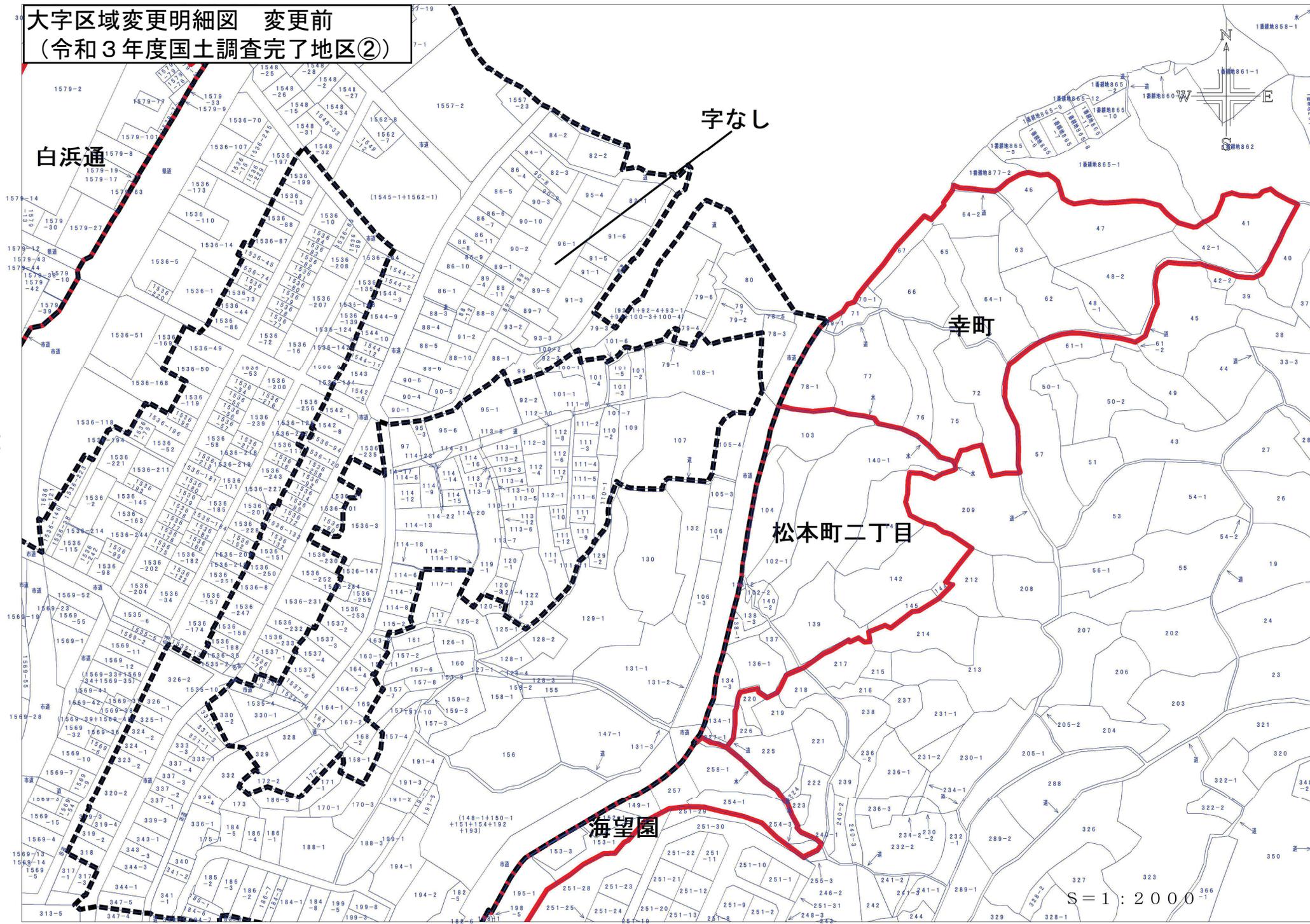
大字区域変更明細図 変更前  
(令和3年度国土調査完了地区①)



大字区域変更明細図 変更後  
(令和3年度国土調査完了地区①)

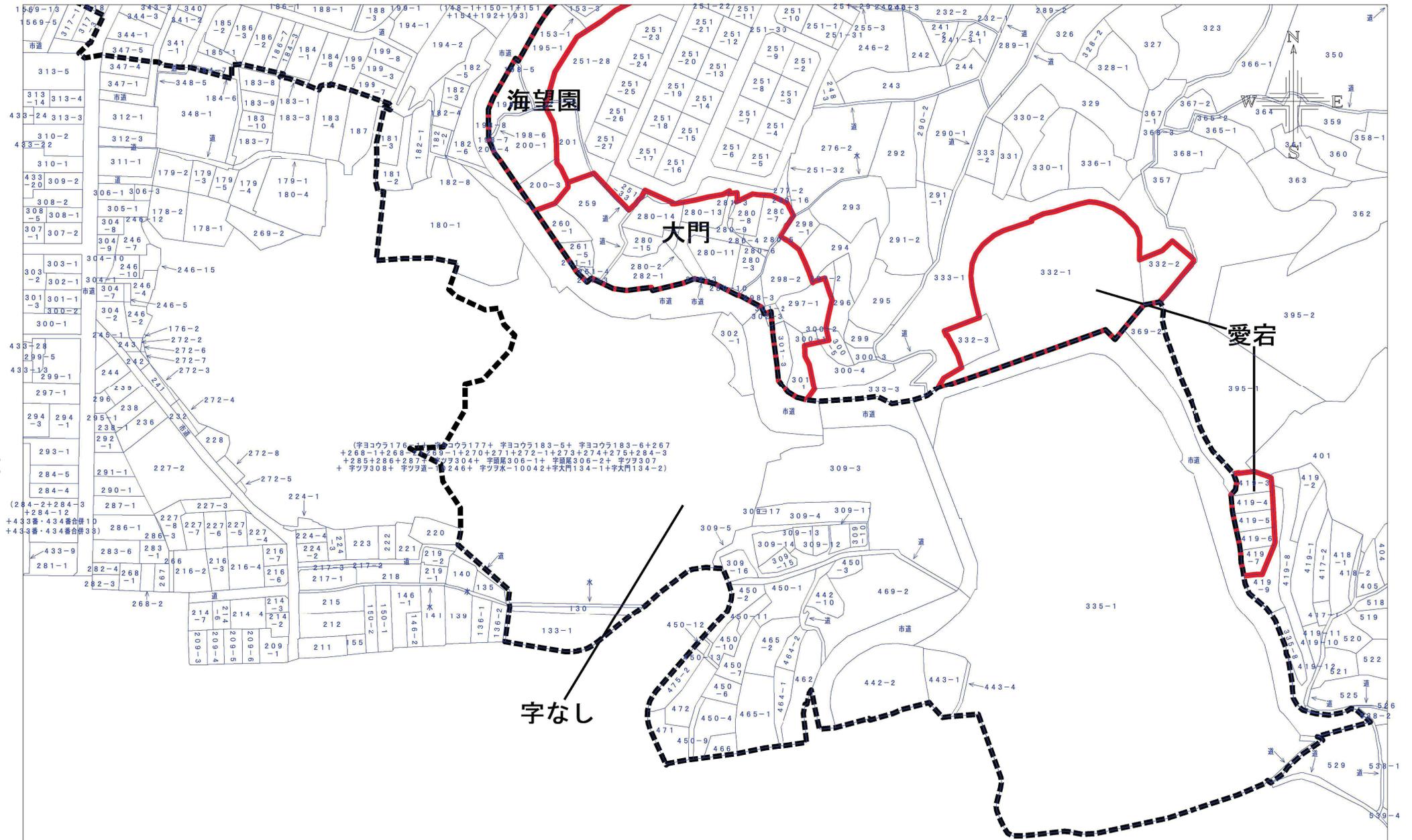


大字区域変更明細図 変更前  
(令和3年度国土調査完了地区②)

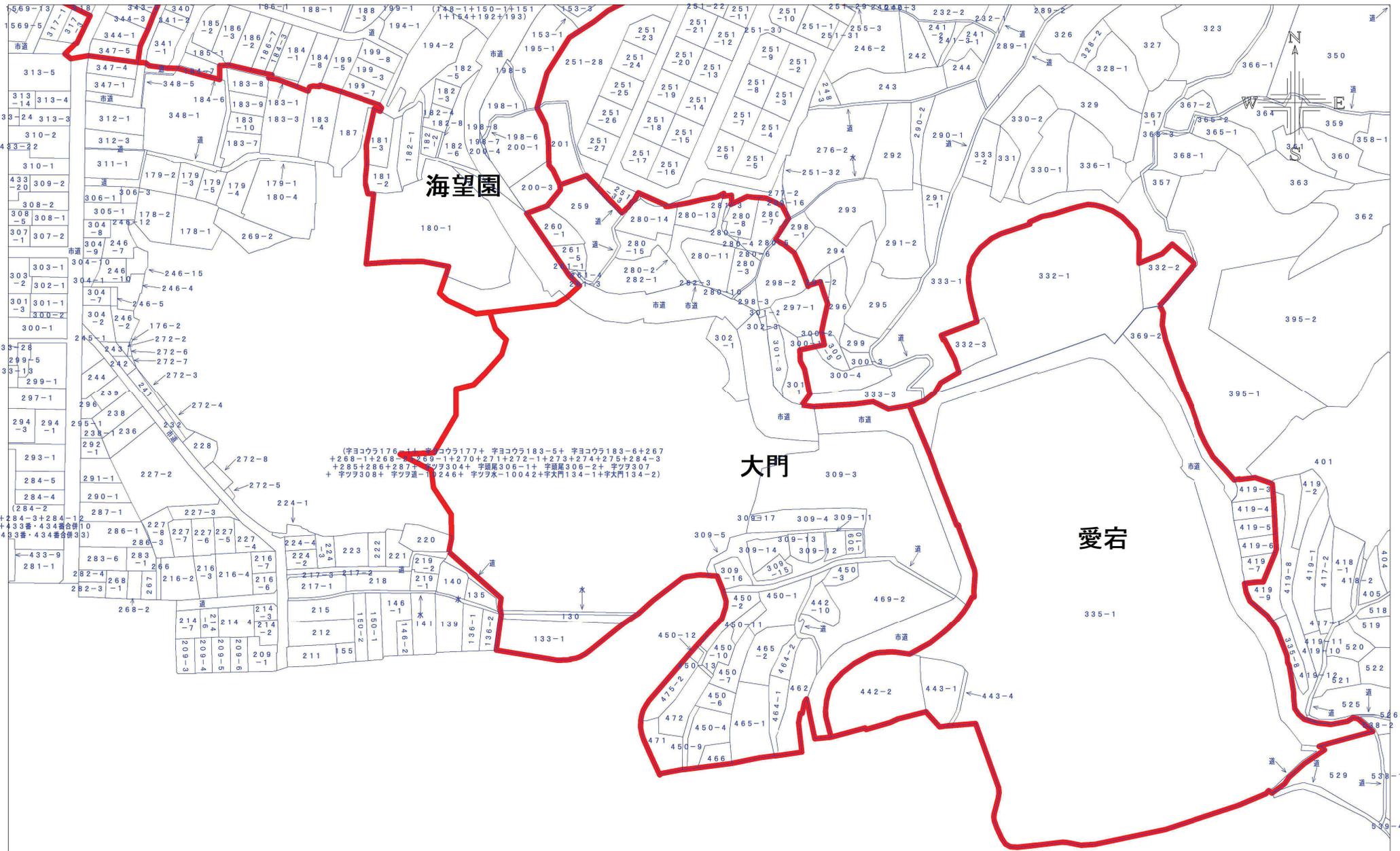


大字区域変更明細図 変更後  
(令和3年度国土調査完了地区②)





大字区域変更明細図 変更前  
 (令和3年度国土調査完了地区③)



大字区域変更明細図 変更後  
 (令和3年度国土調査完了地区③)

大字区域変更明細図 変更前  
 (令和3年度国土調査完了地区④)

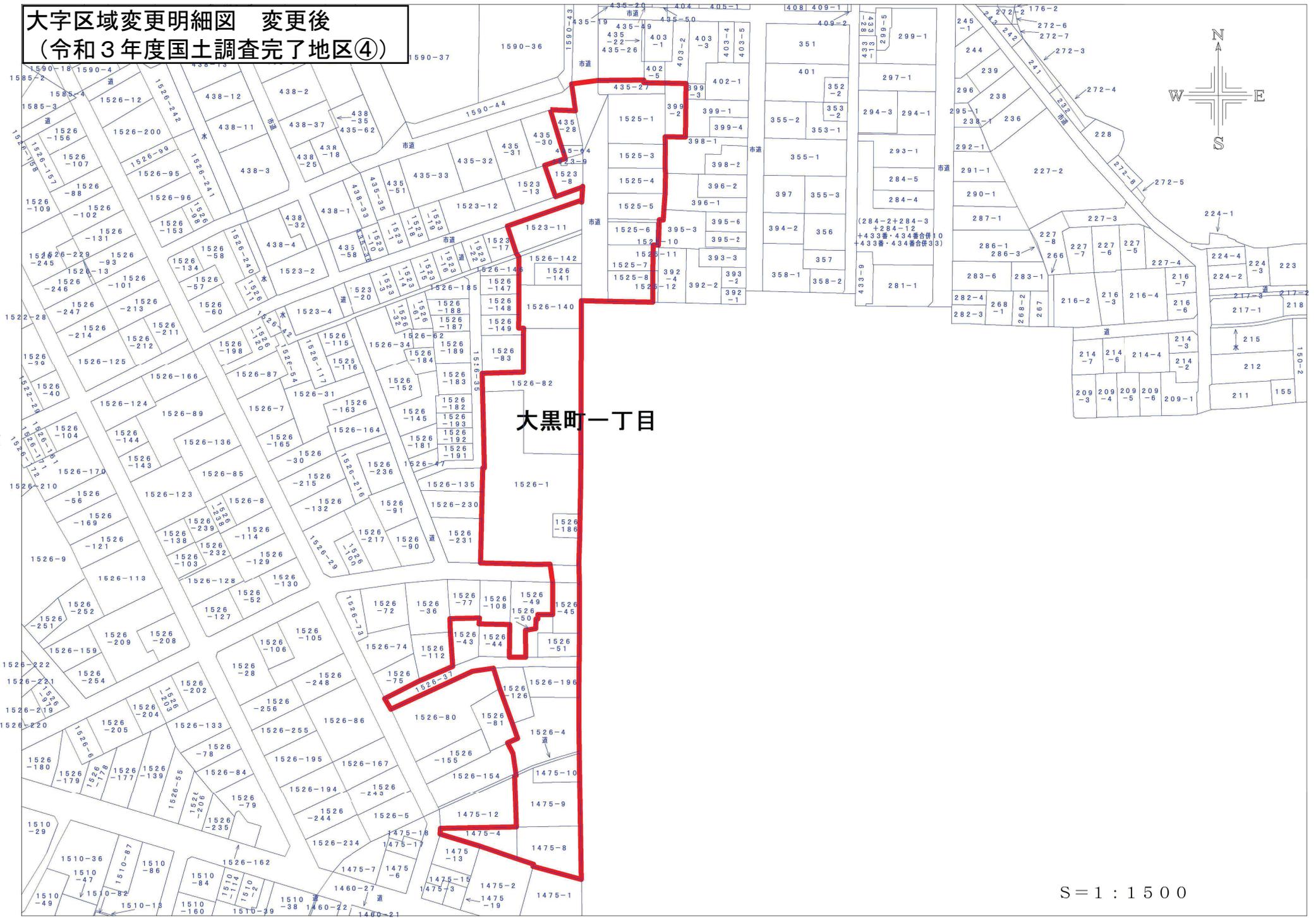


字なし

大黒町一丁目

S = 1 : 1500

**大字区域変更明細図 変更後**  
**(令和3年度国土調査完了地区④)**



**大黒町一丁目**

S = 1 : 1500

件名	八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
担当課	総務企画部 総務課
根拠法令等	一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）他
施行日	公布の日（令和 4 年 2 月 1 日から適用）

### 【 1. 趣旨 】

令和 3 年 1 月 19 日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症への対応及び少子高齢化への対応が重なる最前線の職員の収入を官民間わず引き上げ、処遇を改善する方針が示されたことに伴い、「処遇改善手当」を新設するもの。

### 【 2. 改正の対象となる条例 】

- ・八幡浜市職員の給与に関する条例
- ・八幡浜市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例
- ・八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

### 【 3. 改正の概要 】

- ・手当の種類に「処遇改善手当」を新たに加える。  
（パートタイム会計年度任用職員は、「処遇改善に係る報酬」を新たに加える。）
- ・処遇改善手当・報酬の概要を規定し、詳細は規則で定めることとする。

### 【 4. 改善の詳細 】

【 規則で定める 】と記載した項目については、今後、規則において詳細を規定する予定

#### (1) 教育・保育の現場で働く職員の処遇改善

- 事業名
  - ・保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業
  - ・放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業
- 処遇改善の対象とする職種 【 規則で定める 】
  - ・保育士・幼稚園教諭、保育所調理員、放課後児童クラブ支援員のうち、月額で給与が定められた会計年度任用職員
- 支給額 【 規則で定める 】
  - ・月額 9,000 円
  - ※ ただし、パートタイム会計年度任用職員は、勤務時間に応じて調整した額。

(2) 地域でコロナ医療など一定の役割を担う看護職員の処遇改善

- 事業名
  - ・看護職員等処遇改善事業
- 処遇改善の対象とする職種 **【 規則で定める 】**
  - ・市立八幡浜総合病院で勤務する看護師（正規職員、会計年度任用職員）
    - ※ ただし、月額で給与が定められていない会計年度任用職員を除く。
- 支給額 **【 規則で定める 】**
  - ・月額 4,000 円
    - ※ ただし、パートタイム会計年度任用職員は、勤務時間に応じて調整した額。
    - ※ 看護職員の処遇改善手当については、令和 4 年 9 月までは月額 4,000 円とするが、同年 10 月以降は国の方針により月額 12,000 円に引き上げられる予定。

**【 5. 事業費 】**

- (1) 令和 4 年 2 月から 9 月まで
  - 次の区分に応じた収入の引上げ措置（処遇改善措置）を講ずること等を条件として、全額国庫補助金（補助率 10/10）の対象となる。
    - ① 教育・保育の現場で働く職員：3%程度（月額 9,000 円）
    - ② 地域でコロナ医療など一定の役割を担う看護職員：1%程度（月額 4,000 円）
- (2) 令和 4 年 10 月以降
  - 地方交付税措置が予定されている。

議案第 11 号関係

件名	八幡浜市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	総務企画部 総務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）</li> <li>消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）</li> <li>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）</li> <li>消防団員の階級の基準（昭和 39 年消防庁告示第 5 号）</li> </ul>
施行日	令和 4 年 4 月 1 日

【 1. 改正の概要 】

(1) 年額報酬の改正

(単位：円)

階級	年額報酬	現行	改正（案）	変更額
団長		140,000	164,800	+24,800
副団長		107,400	126,400	+19,000
分団長		80,800	95,100	+14,300
副分団長		43,500	51,200	+7,700
部長		35,800	42,100	+6,300
班長		26,500	37,900	+11,400
団員		23,400	36,500	+13,100
支援団員		1,500	1,500	(変更なし)

(2) 出勤報酬の改正

(単位：円)

現行				改正（案）			
水火災出勤	5 時間超	2,900	→	災害出勤 (水火災又は 地震災害)	6 時間以上	8,000	
	5 時間以下	2,100			4 時間以上 6 時間未満	6,000	
					4 時間未満	4,000	
訓練警戒出勤	(区分なし)	1,800	→	訓練警戒出勤	2 時間以上	3,500	
					2 時間未満	2,000	
				【新設】	6 時間以上	8,000	
					搜索出勤	4 時間以上 6 時間未満	6,000
						4 時間未満	4,000
					その他団長の命による出勤	2,000	

※改正点 ・地震災害の追加（赤字部分）  
 ・時間区分と報酬支給額の見直し  
 ・搜索出勤等の新設（青字部分）

## 【 2. 改正の経緯 】

- ・消防団員数が全国で2年連続で1万人以上減少している状況であり、消防庁では、これまで以上の危機感のもと、講ずべき対策を検討するため「消防団員の処遇等に関する検討会」が開催された。
- ・同検討会からの報告に基づき、消防庁長官より令和3年4月13日付で「消防団員の報酬等の基準の策定等について」の通知が発出された。この通知により、消防団員の処遇の改善に向けて今後取り組むべき事項や留意事項が取りまとめられ、今般、消防団員の報酬等の見直しを行うものである。

## 【 3. 改正内容 】

- ・通知により、「団員」階級の「年額報酬」は 36,500 円、災害に関する「出動報酬」は 1 日（7 時間 45 分）当たり 8,000 円を標準とすることが示された。
- ・「年額報酬」については、「団員」階級を 36,500 円とし、「団員」より上位の階級にある者については、業務の負荷や職責等を勘案し、現行の年額報酬の差額及び新たに示された標準額と均衡のとれた額となるよう定める。
- ・「出動報酬」のうち「災害出動」については、新たに示された標準額と均衡のとれた額となるよう定める。
- ・「出動報酬」のうち「訓練警戒出動」については、業務の負荷、活動時間等を勘案し、新たに示された標準額と均衡のとれた額となるよう定める。
- ・「出動報酬」のうち「災害以外の出動」については、通知において標準額が示されていないため、「災害出動」に準じた報酬額となるよう新たに設定する。

### 《 例 》

「団員」階級にある者が、1 年間に 4 時間未満の火災出動 1 回、6 時間以上の水害（台風被害等）出動 1 回、2 時間以上の訓練 1 回出動した場合

#### ● 現行の報酬額

年額報酬		23,400 円
出動報酬	火災出動	2,100 円
	水害出動	2,900 円
	訓練出動	1,800 円
合計		30,200 円

#### ● 改正（案）での試算

年額報酬		36,500 円
出動報酬	火災出動	4,000 円
	水害出動	8,000 円
	訓練出動	3,500 円
合計		52,000 円

→ 「団員」階級にある者 1 人当たり、現行よりも 21,800 円（年間）が増額となる。

議案第 13 号関係

件名	八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	総務企画部 税務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）</li> <li>・同法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 3 年政令第 253 号）</li> <li>・地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）</li> <li>・地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）</li> </ul>
施行日	公布の日（一部は、令和 4 年 4 月 1 日）

1 改正の趣旨

○ 今回の改正は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組みとして国民健康保険に加入する子どもの国民健康保険税均等割を軽減する。

〔 なお、国民健康保険税は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）に応じて設定されている。  
 その上で、低所得世帯に対しては、応益分の軽減措置（7・5・2 割軽減）が講じられている。 〕

2 改正の概要

○ 対象は、国民健康保険に加入する全世帯の未就学児（6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者）

※ 八幡浜市の対象者数 208 人（R3. 12. 31 現在）

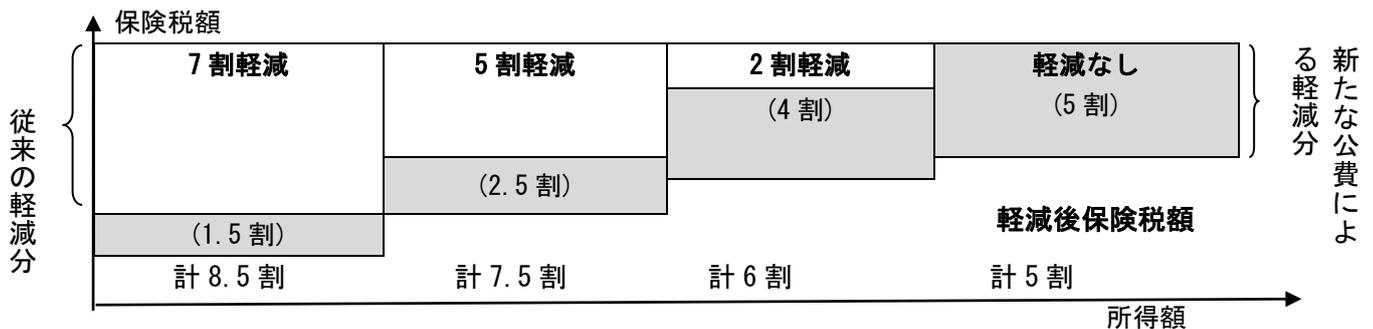
○ 当該未就学児に係る国民健康保険税均等割について、その 5 割を公費により軽減する。

※ 従来の低所得者の応益分軽減が適用されている場合、軽減後の均等割を 5 割軽減する。

※ 例えば、7 割軽減世帯の未就学児の場合、残りの 3 割の半分（1.5 割）を軽減することから 8.5 割軽減となる。（下図「◇ 軽減イメージ」を参照）

○ 国・地方の負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4

◇ 軽減イメージ



◇ 当市の対象者数及び減額措置額（R3. 12. 31 現在で試算）

世帯区分	7 割軽減	5 割軽減	2 割軽減	軽減なし	合計
対象者数	35 人	33 人	31 人	109 人	208 人
減額措置額	153, 825 円	241, 725 円	363, 320 円	1, 596, 850 円	2, 355, 720 円

◇ 未就学児 1 人あたりの均等割額

（単位:円）

	7 割軽減	5 割軽減	2 割軽減	軽減なし
改定前均等割額 ※	8, 790	14, 650	23, 440	29, 300
減額する額	4, 395	7, 325	11, 720	14, 650
減額後均等割額	4, 395	7, 325	11, 720	14, 650

※ 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額分に係る法定軽減後の均等割年額

件名	八幡浜市不妊治療等に係る費用の助成に関する条例の制定について 【新規制定】
担当課	市民福祉部 市民課
施行日	令和4年4月1日

【1. 趣旨】

医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき不妊治療等に要する費用を助成することにより、出産を望み、不妊治療等を受ける夫婦の経済的負担を軽減し、もって本市の少子化対策の推進及び市民福祉の向上を図るため制定するもの。

【2. 条文の概要】

・第1条（目的）

不妊治療等に要する費用を助成することの目的。（上記【1. 趣旨】に同じ。）

・第2条（定義）

(1) 不妊治療等：保険医療機関等において行う不妊治療、不妊検査その他規則で定める診療行為

※ 規則において、人工授精、男性に対する治療等を定める予定。

(2) 夫婦：戸籍法の規定による届出（婚姻届）をしている夫婦又は事実婚関係にあるもの

(3) 医療保険各法：健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法

(4) 助成金：本条例に基づき交付する助成に係る金銭

(5) 一部負担金：医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額

※ 一部負担金 … 医療費用の3割（附加給付がある場合は、附加給付額を除く。）

・第3条（助成対象者）…次の(1)～(3)の要件を満たす必要があること。

(1) 不妊治療等を開始している夫婦

(2) 不妊治療等を受けた日及び助成金の交付申請を行う日において、夫婦ともに市内に住所を有する者等

(3) 不妊治療等を受けた日において、生活保護を受けていない者

※ ただし、他の地方公共団体（愛媛県を除く。）が実施する助成等の制度を利用している不妊治療等は助成の対象としないこと。

・第4条（助成）

不妊治療等に係る一部負担金を負担した助成対象者に対し、当該相当額を助成すること。

※ ただし、文書料、個室料その他の不妊治療等に直接関係のない費用等（次ページの枠内の(1)～(6)の費用）を除くこと。

《助成金の額（計算式）》

不妊治療等に係る

一部負担金 = 助成額 ※次の費用を除く

- (1)高額療養費
- (2)食事療養標準負担額
- (3)文書料、個室料その他の不妊治療等に直接関係のない費用
- (4)不妊治療等を伴わない不妊症を診断するための検査費用
- (5)国又は愛媛県から交付される助成金等
- (6)そのほか、不妊治療等を受けたことに対する給付金等

の合計額

・第5条（助成金の交付申請）

申請は、不妊治療等を受けた日の属する月ごとに、当該月の翌月初日から起算して1年以内に行うこと。

・第6条（助成金の交付決定）

申請があったときは、速やかに審査し、交付の可否を決定し、申請者に通知すること。

・第7条（交付決定の取消し等）

不正行為により助成を受け、又は受けようとした者に対し、交付決定を取り消すとともに、助成金の全額又は一部の返還を求めることができること。

・第8条（権利の保護）

助成を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこと。

・第9条（委任）

条例の施行に関し必要な事項を規則に定めること。

・附則（施行期日と適用）

令和4年4月1日から施行し、同日以後に受けた不妊治療等に係る費用の助成について適用すること。

※ 令和4年4月1日以後に受けた不妊治療等に係る費用を助成対象とする。

※ 保険適用でない不妊治療費等は助成対象外。

議案第 16 号関係

件名	八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	根拠法令等	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）
担当課	産業建設部 水産港湾課	施行日	令和 4 年 4 月 1 日

【 別表部分の新旧対照表 】

改正後	改正前																																																								
(削る)	別表第 1（その 1） 港湾施設一覧表 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設別</th> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外かく施設</td> <td>防波堤</td> <td>城ヶ浦防波堤</td> <td>位置図 1</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">係留施設</td> <td rowspan="4">係船岸</td> <td>向灘係船岸</td> <td>” 2</td> </tr> <tr> <td>新川尻 ”</td> <td>” 3</td> </tr> <tr> <td>栗野浦係船岸（その 1）</td> <td>” 4</td> </tr> <tr> <td>栗野浦 ”（その 2・3）</td> <td>” 5</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">栈橋</td> <td rowspan="10">栈橋</td> <td>北浜栈橋</td> <td>” 6</td> </tr> <tr> <td>沖新田 ”</td> <td>” 7</td> </tr> <tr> <td>栗野浦 ”</td> <td>” 8</td> </tr> <tr> <td>鯛引 ”</td> <td>” 9</td> </tr> <tr> <td>沖新田第 1 ”</td> <td>” 10</td> </tr> <tr> <td>第一可動橋</td> <td>” 11</td> </tr> <tr> <td>第二可動橋</td> <td>” 12</td> </tr> <tr> <td>大内浦栈橋</td> <td>” 13</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">岸壁</td> <td rowspan="4">岸壁</td> <td>沖新田岸壁（その 2）</td> <td>” 14</td> </tr> <tr> <td>”（その 3）</td> <td>” 15</td> </tr> <tr> <td>”（その 4）</td> <td>” 16</td> </tr> <tr> <td>第三可動橋</td> <td>” 17</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">物揚場</td> <td rowspan="2">物揚場</td> <td>栗野浦岸壁</td> <td>” 18</td> </tr> <tr> <td>向灘物揚場</td> <td>” 19</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>内港 ”</td> <td>” 20</td> </tr> </tbody> </table>	施設別	種別	名称	位置	外かく施設	防波堤	城ヶ浦防波堤	位置図 1	係留施設	係船岸	向灘係船岸	” 2	新川尻 ”	” 3	栗野浦係船岸（その 1）	” 4	栗野浦 ”（その 2・3）	” 5	栈橋	栈橋	北浜栈橋	” 6	沖新田 ”	” 7	栗野浦 ”	” 8	鯛引 ”	” 9	沖新田第 1 ”	” 10	第一可動橋	” 11	第二可動橋	” 12	大内浦栈橋	” 13	岸壁	岸壁	沖新田岸壁（その 2）	” 14	”（その 3）	” 15	”（その 4）	” 16	第三可動橋	” 17	物揚場	物揚場	栗野浦岸壁	” 18	向灘物揚場	” 19			内港 ”	” 20
施設別	種別	名称	位置																																																						
外かく施設	防波堤	城ヶ浦防波堤	位置図 1																																																						
係留施設	係船岸	向灘係船岸	” 2																																																						
		新川尻 ”	” 3																																																						
		栗野浦係船岸（その 1）	” 4																																																						
		栗野浦 ”（その 2・3）	” 5																																																						
栈橋	栈橋	北浜栈橋	” 6																																																						
		沖新田 ”	” 7																																																						
		栗野浦 ”	” 8																																																						
		鯛引 ”	” 9																																																						
		沖新田第 1 ”	” 10																																																						
		第一可動橋	” 11																																																						
		第二可動橋	” 12																																																						
		大内浦栈橋	” 13																																																						
		岸壁	岸壁	沖新田岸壁（その 2）	” 14																																																				
				”（その 3）	” 15																																																				
”（その 4）	” 16																																																								
第三可動橋	” 17																																																								
物揚場	物揚場	栗野浦岸壁	” 18																																																						
		向灘物揚場	” 19																																																						
		内港 ”	” 20																																																						

		沖新田 "	" 2 1
		中袋 "	" 2 2
		栗野浦 "	" 2 3
		外袋 "	" 2 4
		鯛引 "	" 2 5
保管施設	野積場	北浜野積場	" 2 6
		沖新田 " (その1)	" 2 7
		沖新田 " (その2)	" 2 8
		栗野浦 " (その1)	" 2 9
		栗野浦 " (その2)	" 3 0
		外袋 "	" 3 1
	上屋	貨物上屋 (内港) " (港湾業務ビル)	" 3 2 " 3 3
旅客施設	待合所	北浜旅客待合所 (大島行き)	" 3 4
		沖新田旅客待合所 (大島行き)	" 3 5
		フェリー旅客センター (観光センター1階)	" 3 6
		フェリー駐車場	" 3 7
港湾環境整備施設	緑地	北浜公園	" 3 8
		沖新田緑地公園	" 3 9
臨港交通施設	道路	臨港道路 1号線	" 4 0
		" 2号線	" 4 1
		" 3号線	" 4 2
		" 4号線	" 4 3
		" 5号線	" 4 4
		" 6号線	" 4 5
		" 7号線	" 4 6
	橋梁	北灘橋	" 4 7
		渡海橋	" 4 8
港湾業務施設	事務所	港湾業務ビル事務所	" 4 9
		観光センター (2階以上)	" 5 0
その他施設	交流施設用地	交流施設用地	" 5 1

(削る)

(その2) 港湾施設位置図



別表第1 港湾施設使用料

種別	分類及び単位	金額	摘要
(略)			
(削る)			
(略)			
(削る)			

別表第2 港湾施設使用料

種別	分類及び単位	金額	摘要
(略)			
売店使用料	市長が別に定める額		
(略)			
観光センター使用料	フェリー旅客センター切符 売場事務所 1平方メートルまでごとに1か月	2,033円	1階 1月に満たない場合は、1日67.76円 /㎡とする。

フェリーターミナルビル使用料	発券事務所 1平方メートルにつき1か月	1,302円	1階(1号室及び2号室)
	事務所(その1) 1平方メートルにつき1か月	1,055円	2階(1号室)及び3階(3号室)
	事務所(その2) 1平方メートルにつき1か月	1,172円	3階(1号室及び2号室)
	売店 1平方メートルにつき1か月	1,288円	1階
	レストラン 1平方メートルにつき1か月	844円	2階
	レストランテラス 1平方メートルにつき1か月	141円	
	倉庫(その1) 1平方メートルにつき1か月	937円	1階(A号室)
	倉庫(その2) 1平方メートルにつき1か月	1,016円	1階(B号室)
	倉庫(その3) 1平方メートルにつき1か月	1,056円	3階(A号室、B号室、C号室及びD号室)
	展望ロビー	日中(9時から17時まで 1時間につき)	1,470円
夜間(17時から22時まで 1時間につき)		2,200円	
終日(9時から22時まで)		19,840円	

	事務所 1平方メートルにつき1か月	1,205円	2階以上
	事務所(営業) 1平方メートルにつき1か月	827円	2階以上
	会議室(午前9時から正午)	1,100円	延長1時間までごとに料金の3割を加算する。 冷房使用の場合は使用料の5割、暖房使用の場合は使用料の3割の額を冷暖房使用料として加算する。
	会議室(正午から午後5時)	1,320円	
	会議室(午前9時から午後5時)	1,656円	
(加える)			

港湾業務ビ ル使用料	(略)		
駐車場使用 料	沖新田駐車場 1台につき1か月	5,350円	1月に満たない場合 は、1日178.33 円/台とする。
	出島駐 車場	60円	
	駐車した時刻から24時 間までごとに 上限額	2,000円	

備考

1・2 (略)

3 展望ロビーの利用における次の各号に掲げる行為については、当該各号に定める額を使用料に加算するものとする。

- (1) 冷暖房を使用する場合 使用料の3割の額
- (2) 厨房機器を使用する場合 使用料の1割の額
- (3) 展望デッキを使用する場合 使用料の3割の額
- (4) 入場料を徴収して使用する場合又は商品の宣伝、販売等これに類する目的に使用する場合 使用料の5割の額

4 展望ロビーの利用時間については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利用当日において準備をし、又は片付けを行うために要する時間を含むものとする。
- (2) 利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とみなして計算する。
- (3) 利用時間を延長した場合は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）延長した時刻に該当する区分に規定する1時間当たりの使用料の額を加算する。
- (4) 9時以前に利用する場合は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）日中の区分に規定する1時間当たりの使用料の額を加算する。

別表第2 (略)

港湾業務ビ ル使用料	(略)		
(加える)			

備考

1・2 (略)

別表第3 (略)

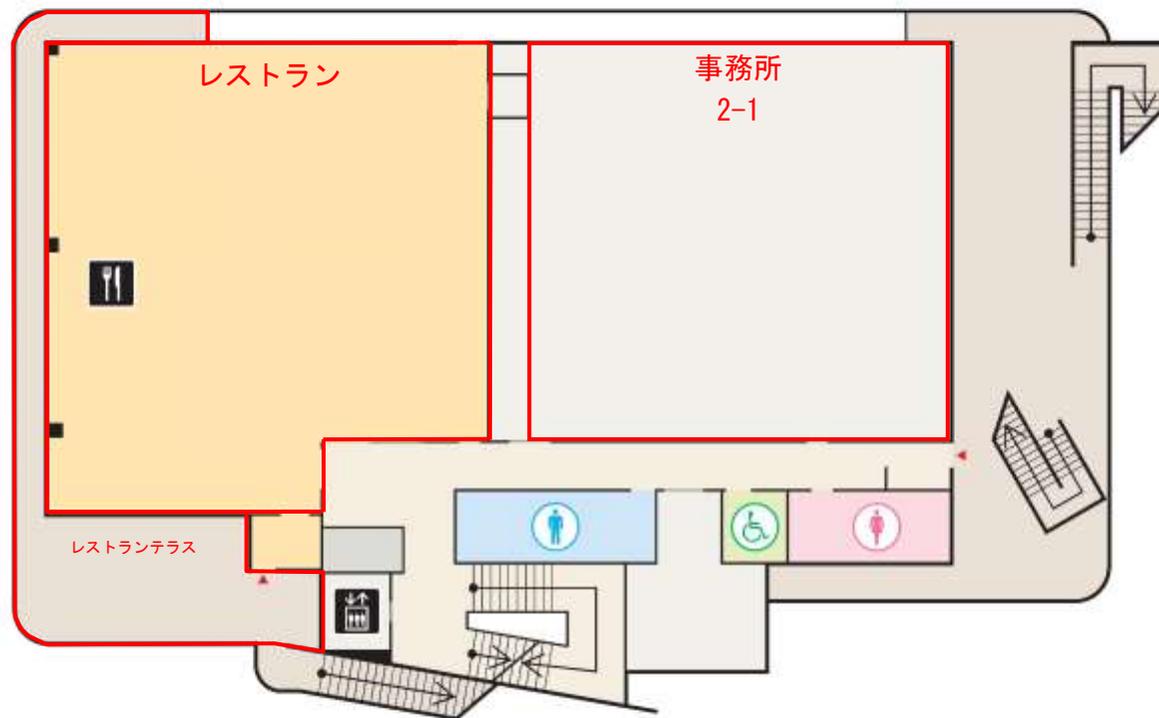
八幡浜港フェリーターミナルビル 1階平面図

海側

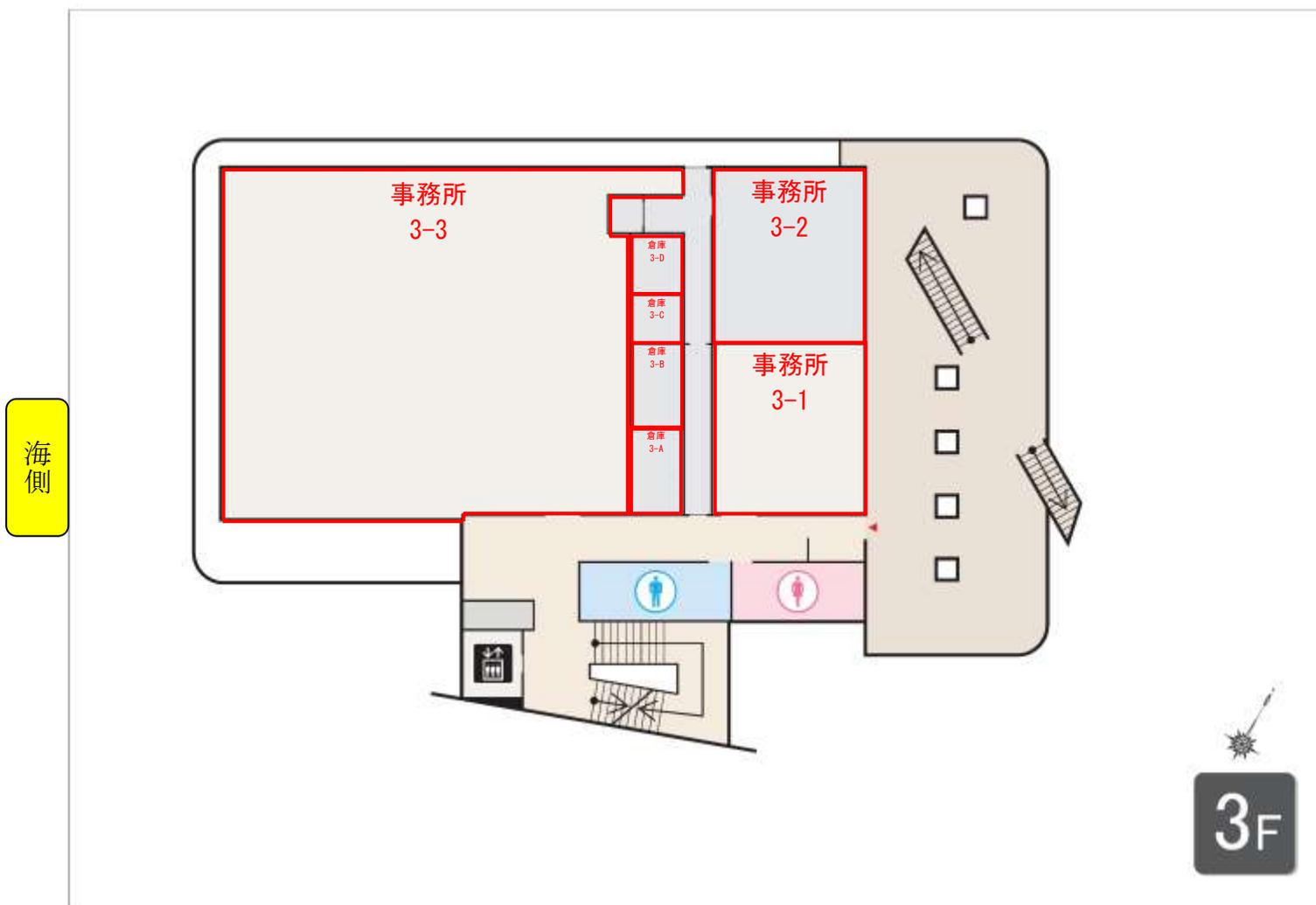


八幡浜港フェリーターミナルビル 2階平面図

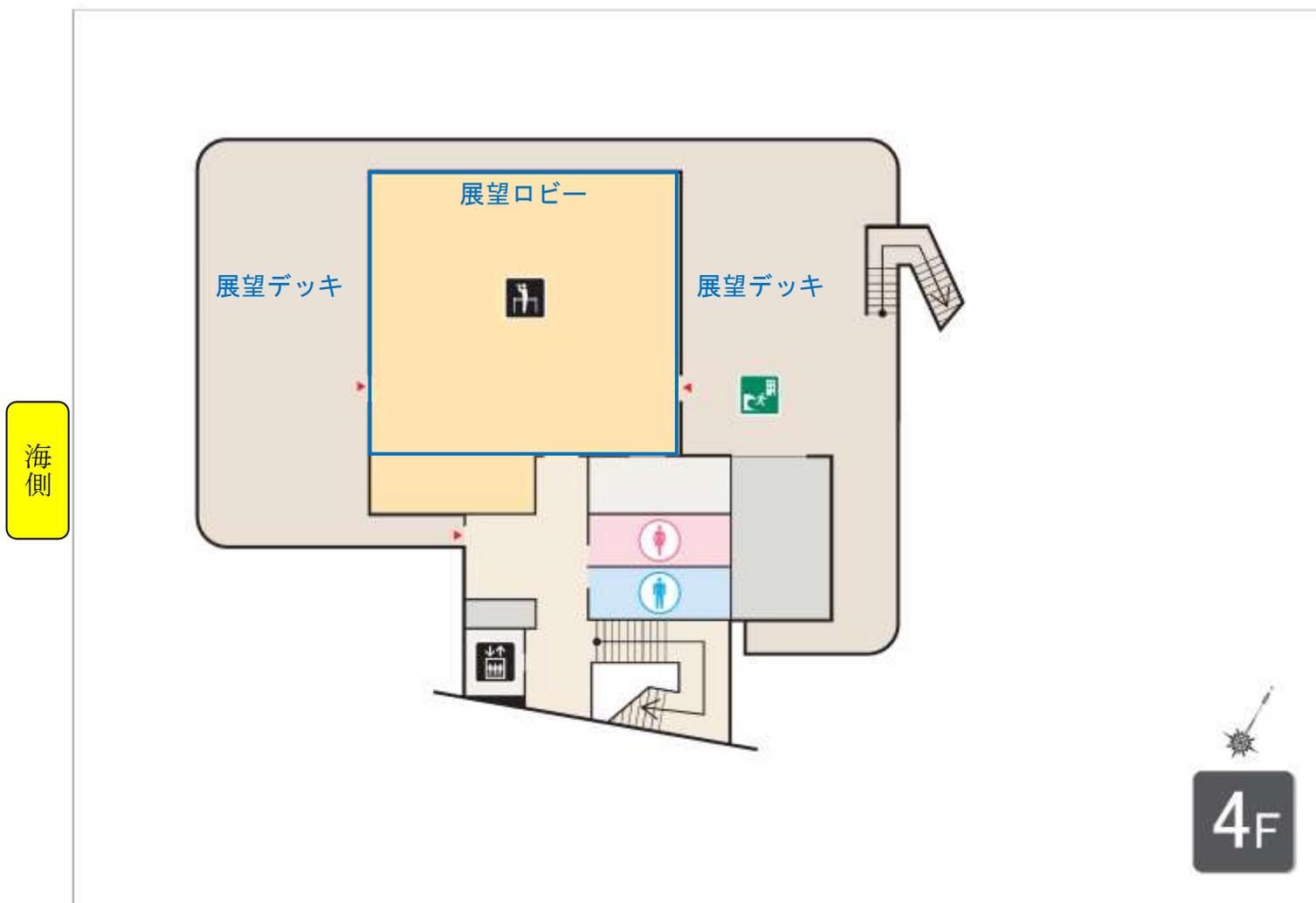
海側



八幡浜港フェリーターミナルビル 3階平面図



八幡浜港フェリーターミナルビル 4階平面図



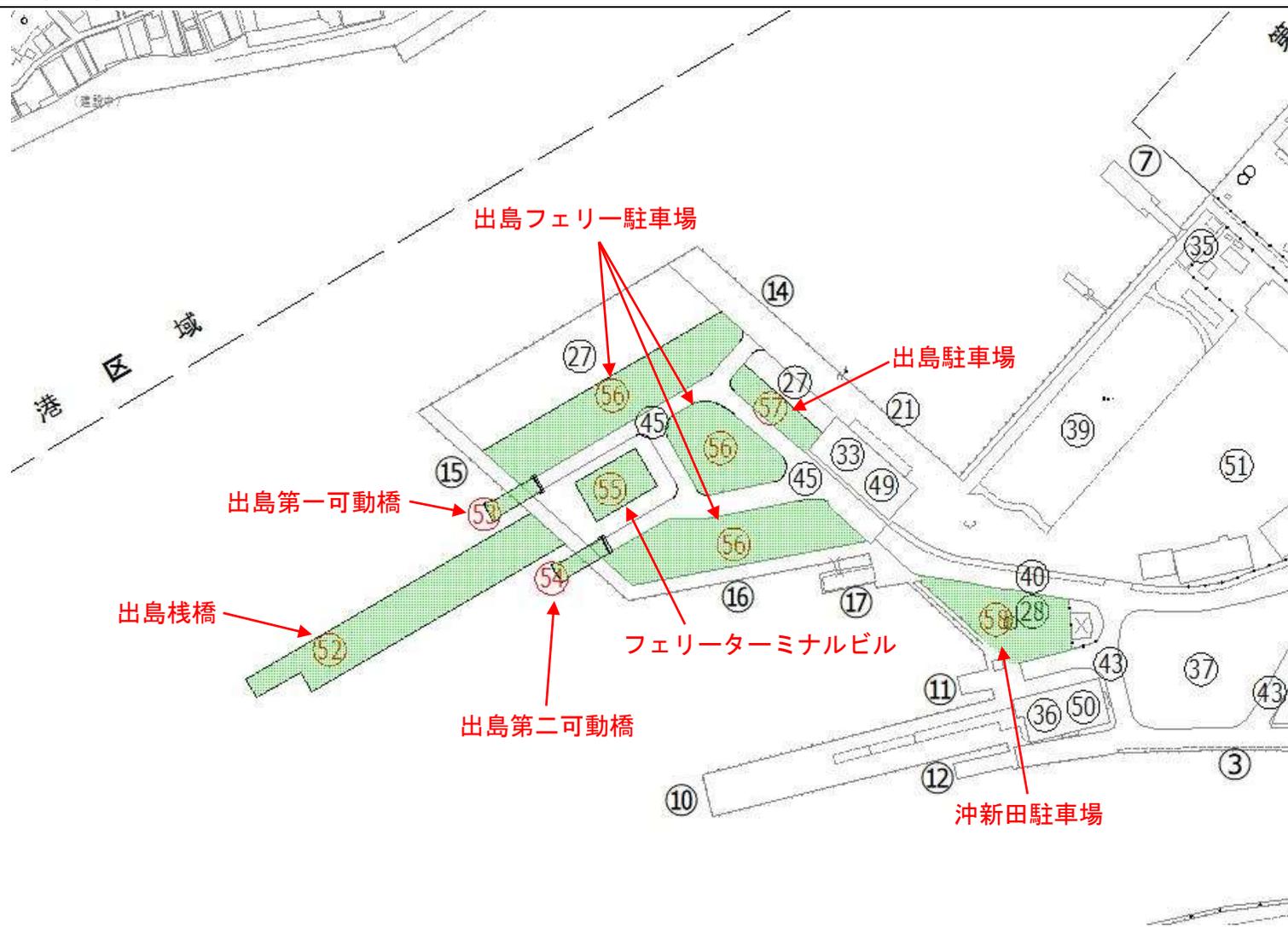
八幡浜港フェリーターミナルビル 全景



八幡浜港フェリーターミナルビル 4階展望ロビー



港湾施設位置図 改正後

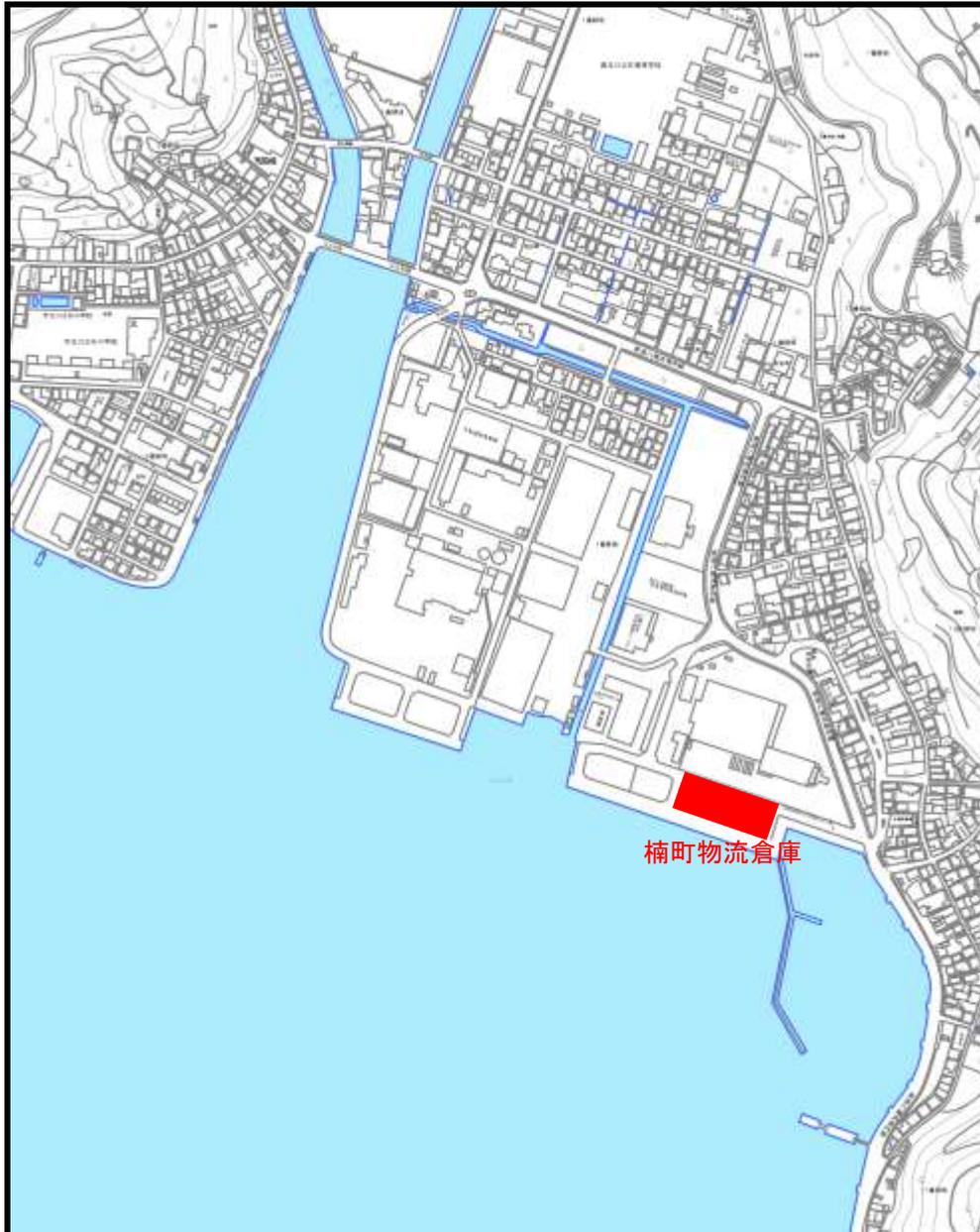


港湾施設一覧表								
施設別	種別	名称	位置図番号	施設別	種別	名称	位置図番号	
外かく施設	防波堤	城ヶ浦防波堤	1	保管施設	野積場	沖新田 〃 (その1)	2 7	
係留施設	係船岸	向灘係船岸	2			沖新田 〃 (その2)	2 8	
		新川尻 〃	3			栗野浦 〃 (その1)	2 9	
		栗野浦係船岸 (その1)	4			栗野浦 〃 (その2)	3 0	
		栗野浦 〃 (その2・3)	5			外袋 〃	3 1	
		北浜棧橋	6			上屋	貨物上屋 (内港)	3 2
	沖新田 〃	7	〃 (港湾業務ビル)			3 3		
	栗野浦 〃	8	旅客施設			待合所	北浜旅客待合所 (大島行き)	3 4
	鯛引 〃	9					沖新田旅客待合所 (大島行き)	3 5
	沖新田第1 〃	1 0					フェリー旅客センター (観光センター1階)	3 6
	第一可動橋	1 1		<b>フェリーターミナルビル</b>	<b>5 5</b>			
第二可動橋	1 2	乗船車駐車場		フェリー駐車場	3 7			
大内浦棧橋	1 3		<b>出島フェリー駐車場</b>	<b>5 6</b>				
<b>出島棧橋</b>	<b>5 2</b>	港湾環境整備施設	利用者駐車場	<b>出島駐車場</b>	<b>5 7</b>			
<b>出島第一可動橋</b>	<b>5 3</b>			緑地	北浜公園	3 8		
<b>出島第二可動橋</b>	<b>5 4</b>				沖新田緑地公園	3 9		
岸壁	沖新田岸壁 (その2)	〃 (その3)	1 4	臨港交通施設	道路	臨港道路 1号線	4 0	
		〃 (その4)	1 5			〃 2号線	4 1	
		第三可動橋	1 6			〃 3号線	4 2	
		栗野浦岸壁	1 7			〃 4号線	4 3	
		物揚場	向灘物揚場			1 9	〃 5号線	4 4
			内港 〃			2 0	〃 6号線	4 5
		沖新田 〃	2 1			〃 7号線	4 6	
		中袋 〃	2 2			橋梁	北灘橋	4 7
	栗野浦 〃	2 3	渡海橋				4 8	
	外袋 〃	2 4	港湾業務施設			事務所	港湾業務ビル事務所	4 9
鯛引 〃	2 5	観光センター (2階以上)		5 0				
保管施設	野積場	北浜野積場	2 6		<b>駐車場</b>	<b>沖新田駐車場</b>	<b>5 8</b>	
				その他施設	交流施設用地	交流施設用地	5 1	

議案第 17 号関係

件名	八幡浜市楠町物流倉庫の管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	産業建設部 水産港湾課
根拠法令等	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項
施行日	令和 4 年 4 月 1 日

【 位置図 】



現地写真

